業界　　2014.9.26 朝日 朝刊 第3種郵便物認可

国立マンション訴訟の賠償金

元市長へ請求 認めず

地裁、市の訴え退ける

国立市のマンション建設をめぐる訴訟で、市が元市長を相手取り、業者に市が支払った損害賠償金約3120万円と遅延損害金を支払うよう求めた訴訟の判決が25日、東京地裁であった。増田稔裁判長は「元市長への求償権行使は信義則に反し許されない」として、市の訴えを退けた。

判決後の記者会見で、「民意の裏付けがあることを認めてもらった」と話す元国立市長の上原公子氏＝東京地裁

この裁判をめぐっては、建物の高さを規制した市条例に対し、マンション業者が営業妨害だとして市を訴え、2008年に市の敗訴が確定。市が業者に賠償金などを支払った後、業者は市に同額を寄付した。

09年、賠償金などは市ではなく、条例制定時に市長だった上原公子（きみこ）氏個人が支払うべきだとする住民訴訟が起こされ、10年、東京地裁は市に上原氏へ支払いをするよう命じた。当時の関口博市長は控訴したが、11年に初当選した佐藤一夫市長が控訴を取り下げ、市は上原氏に損害賠償を求めて提訴した。

今回の判決は、市に業者への賠償を命じた確定判決と住民訴訟判決を検討。上原氏の行動は、景観保持という政治理念に基づいたもので業者の営業活動を狙い撃ち的に妨害したものではないとして、違法性は高くないと判示。業者の寄付によって財政上は損失が解消されたとみることは可能とした。

市議会は昨年12月、「大学通りの景観を守りたいという声を住民自治としてすすめたもので、元市長個人に請求することは妥当ではない」として、上原氏への求償権放棄を議決。さらに今年3月、求償権放棄の実行を求める議決をした。

判決は、佐藤市長は、これらの議決に異議があれば再議や地方自治法に基づき都知事に審査の申し立てができるのに、手続きをとらなかったと指摘。「求償権の放棄の意思表示をしないことは、権限を濫用（らんよう）するものと言わざるを得ない」と言及した。

市は「判決を精査して、弁護士と相談の上、検討して参ります」との談話を出した。（辻健治、前田伸也）

「民意の裏付け、認められた」

元市長の上原氏

「私個人の問題ではなく、市民自治や地方自治の首長のあり方の問題として戦ってきた。訴えを全て認めてもらい、意義のある判決だ」。判決後、記者会見した上原氏は感想を述べた。

手がけた政策の遂行で損害が生じたとして、首長個人に賠償が求められた裁判。上原氏は、「市民に応えようとする首長を萎縮させてしまう」と反論してきた。それだけに、この日の判決に「景観を守りたいという政治理念に対し、民意の裏付けがあるということを認めてもらったことが一番ありがたい」と述べた。

上原氏の弁護団の窪田之喜弁護士も「裁判所が元市長の個人の賠償責任を否定したことで、地方自治の今後の萎縮を回避させることになる」と評価した。

現市長の対応に反省すべき点も

白藤博行・専修大法学部長（地方自治法）の話

判決は、国立市の歴史や市民運動の客観的意義を踏まえて、上原氏の政治理念が民意の裏付けのある住民自治的根拠のあるものだと認めた。法的決着をつけるべき問題について、裁判所が判断するところに住民訴訟の存在意義がある。今回は、裁判所はこの期待に十分に応えた。業者の市への寄付によって政治的には決着がついていた問題であったが、議会の求償権放棄の議決にもかかわらず、これを無視した現市長の対応にも反省すべき点は多い。

求償権

国家賠償法に基づき、故意や重大な過失があった場合、債権者に対して債務を弁済した人が、その債務者に返還請求できる権利。今回の裁判のきっかけとなるマンション業者に債務を弁済した国立市が、債務者である上原氏に返還を求めないのは財産管理を怠っているとした。

■国立市のマンション訴訟

1999年	上原公子氏当選。国立市の大学通りに14階建ての高層マンション（高さ44㍍）の建設計画が浮上
2000～01年	建物の高さを20㍍に制限する地区計画条例を制定。臨時議会に提出し、可決。業者が市を相手取り、条例の無効確認と営業妨害による損害賠償を求めて提訴
05年	東京高裁が営業妨害を認め、市に2500万円の支払いを命じる判決
07年	上原氏退任。新市長に関口博氏が就任
08年	高裁判決が確定。市は業者に約3120万円を支払う。業者は同額を市に寄付
09年	住民4人が、市が負担した損害賠償金の相当額を上原氏に請求するよう、市を提訴
10年	東京地裁が上原氏の営業妨害を認定、上原氏に約3120万円と遅延金の支払いを請求するよう命じる
11年	一審判決を不服として控訴した関口氏が落選。当選した佐藤一夫市長は5月に控訴を取り下げる。上原氏が市への支払いを拒否したため、12月に市が約3120万円と遅延金の支払いを求め上原氏を提訴
13年	12月の市議会で上原氏への求償権放棄を議決
14年	3月の市議会で求償権放棄の実行を求める議決